本論文は

世界経済評論 2021 年 5/6 月号

(2021 年 5 月発行) 掲載の記事です





国境を越える デジタル・データの 流通と規制



須田 祐子 東京外国語大学非常勤講師

すだ ゆうこ 上智大学大学院外国語学研究科博士後期課程満期退学。国際関係論博 士。著書に The Politics of Data Transfer (Routledge, 2017), 『通信グローバル化の政 治学』(有信堂, 2005年, 第21回テレコム社会科学賞奨励賞受賞)、『データプライ バシーの国際政治』(勁草書房, 2021年)。

情報化とグローバル化の進展に伴い、膨大な量のデジタル・データが国境を越えて流通し利用されている が、越境データを律するグローバルなルールは確立されていない。こうした状況下でデータに関する国際ルー ルづくりの主導権争いが表面化している。その中心はアメリカと中国である。デジタル大国であるアメリカ は、国境を越えるデータの自由な移動を主張し、EUと日本も越境データの自由な流れを基本的に支持する。 これに対し新興データ大国である中国は、国家によるデータの管理を志向し、一部の国からの支持を得てい る。データの自由な越境移転を促進するためには、中国を巻き込む形で多国間の枠組みを構築することが望ま しいが、TPP 協定や RCEP 協定はその踏み石になり得るだろう。

「21世紀の石油」をめぐる攻防

デジタル技術により加工された情報. すなわ ちデジタル・データは「21世紀の石油」とも 呼ばれ、その経済的重要性は増す一方である。 今日、世界各地のさまざまな業種の企業がさま ざまなデータを利用して製品やサービスを開 発. 生産. 提供していることは言うまでもない が、情報化とグローバル化の進展に伴い、膨大 な量のデータが国境を超えて移転、利用されて いることは、国際経済のみならず国際政治の観 点からもきわめて大きな意味を持つ。

マッキンゼー・グローバル研究所の報告書に よれば、越境データのフローは 2005 年から 2014年までの9年間に約45倍増大した1)。 IDC 社の予想では、世界で生成されるデジタ ル・データは 2018 年から 2025 年までの 7 年間 に5倍以上増大するが²⁾. そのうちのかなり大 きな部分は国境を越えて利用されることは想像 に難くない。

ところがデータは国境を越えて流れるにもか かわらず、どのようなルールをどのように越境 データに適用するかについては国家間に幅広い 合意がなく. 越境データを律するグローバルな ルールは確立されていない。このような状況の もと越境データを律する国際ルールづくりの主 導権争いが表面化し、越境データを利用する企 業の活動にも影響が及ぶようになっている。

本稿では、越境データを律するルールづくり

の国際動向を概観する。以下では、まずアメリ カ. 欧州連合 (EU). 中国の関連する政策を検 討し、次に越境データの問題を扱う、あるいは 扱い得る多国間の枠組みの現状と将来の可能性 について考察する。

Π アメリカのデジタル経済戦略と 越境データの自由な流れ

1. アメリカの FTA 戦略とデジタル貿易の 自由化.

国境を越えるデジタル・データの流通はトラ ンスナショナルな経済活動に不可欠である。越 境データの流れはトランスナショナル化した経 済活動全般を下支えする役割を果たしている が、特に国境を越えるデジタル・プロダクト (デジタル化された音楽や映像など) の取引 (配信サービスなど) やデジタル・ネットワー クを通じた商取引 (電子商取引) は、越境デー タの流れによって可能になっているため、デー タを円滑に越境移転し、利用できることが事業 の前提条件となる。アメリカ政府は「越境デー タの自由な流れ | を強く主張しているが、これ はアメリカ企業がデジタル貿易で抜きん出た存 在であることを考えれば当然とも言える。

アメリカがデジタル貿易自由化と「越境デー タの自由な流れ」を推進する手段として利用し てきたのが自由貿易協定(FTA)である。 2004 年 1 月に発効した米シンガポール FTA と米チリ FTA 以降, アメリカが貿易相手国と 締結したすべての FTA に電子商取引を扱う独 立した章が設けられ、電子的送信への関税の不 **賦課**, コンピューター関連設備の設置義務の禁 止、データの自由な国際的流通の確保といった デジタル貿易の促進に重要なルールが規定され ている³⁾。

2. TPP 協定

2016年2月に日本とアメリカを含む環太平 洋地域の 12 カ国⁴⁾ が署名した環太平洋パート ナーシップ (TPP) 協定にも電子商取引章 (第14章) があり、電子商取引の利用と発展に 対する「不必要な障害」を回避するための規定 が盛り込まれている。特に重要なのは「各締約 国は、対象者の事業の実施のために行われる場 合には、情報(個人情報を含む)の電子的手段 による国境を越える移転を許可する」(第 14.11条)という規定である。この情報の自由 な越境移転についての規定は,「いずれの締約 国も. 自国の領域において事業を遂行するため の条件として、対象者に対し、当該領域におい てコンピューター関連設備を利用し、または設 置することを要求してはならない | (第14.13) 条)とする規定によって補強されている。ここ でいう「コンピューター関連設備」とは、具体 的にはサーバーのことであり、 国内で事業を行 う条件として事業者に国内でのデータの処理や 保管を義務づける「データ・ローカライゼー ション | (data localization) 規制を禁止する内 容となっている。

ところで TPP 協定は、アメリカの主導下で 交渉され、バラク・オバマ (Barack Obama) 大統領のレガシー(遺産)となるはずであっ た。ところが後任のドナルド・トランプ (Donald Trump) 大統領は、2017年1月に就 任すると直ちに TPP 協定からの離脱を指示す る大統領令に署名した。この番狂わせを受け て、アメリカを除く TPP 協定参加 11 カ国は、 協定の存続を図るべく協議を重ね、2018年3 月に「包括的で先進的な環太平洋パートナー

シップ」(CPTPP)協定(TPP11協定)の署 名にこぎつけた。

CPTPP 協定に至る交渉過程では TPP 協定 (TPP12) の内容が見直され, 一部の規定は凍 結されたが、電子商取引と越境データ流通に関 する項目は CPTPP 協定にそのまま引き継がれ ている。

3. 日米デジタル貿易協定

TPP 協定の電子商取引章は日米デジタル貿 易協定にも引き継がれている。同協定は、日米 貿易協定と並行して交渉され、2019年10月に 署名された後、2020年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定は,「いずれの締約国 も、情報(個人情報を含む) の電子的手段に よる国境を越える移転が対象者の事業の実施の ために行われる場合には、 当該移転を禁止し、 または制限してはならない」(第11条)として 日米間の商業目的でのデータ移転の自由を規定 する。また協定は、「いずれの締約国も、自国 の領域において事業を遂行するための条件とし て. 対象者に対し. 当該領域においてコン ピュータ関連設備を利用し、または設置するこ とを要求してはならない | (第12条) として データ・ローカライゼーション規制を禁止す る。要するに、米デジタル貿易協定は、同じ内 容の規定を設けているという意味で、TPP協 定電子商取引章の日米版と言える。

日米デジタル貿易協定は、円滑で信頼性の高 い自由なデジタル貿易を促進するルールを整備 することを目的とするが、その意義は日米間の デジタル貿易の促進にとどまらない。2019年9 月25日、日米貿易協定および日米デジタル貿 易協定の最終合意に際し、安倍晋三首相とトラ ンプ大統領が発表した共同声明によれば、「日

米デジタル貿易協定は、この分野における高い 水準のルールを確立し、日米両国がデジタル貿 易に関する世界的なルールづくりにおいて引き 続き主導的な役割を果たすことを示している」 という。つまり日米デジタル協定は、日本とア メリカが関与するFTAや経済連携協定 (EPA) の交渉で参照される基準となることが 予想される。

EU のデータ保護政策と個人データ の越境移転の規制

EU の一般データ保護規則(GDPR)

EUもデータの流れは自由であるべきという 立場をとっているが、国境を越える個人データ の移転と利用については慎重であり、この点で アメリカと一線を画している。

ヨーロッパでは、個人に関するデータの保 護、すなわちデータ保護(アメリカでいうプラ イバシー)は「個人の基本的権利」として位置 づけられ、2000年に採択された EU 基本権憲 章は「何人にも、自己に関する個人データの保 護の権利がある」(第8条) としてデータ保護 の権利を保障する。これはひとつには第二次世 界大戦前と大戦中、個人データの濫用が大規模 な人権侵害を助長した歴史的経験にもとづく が、データ保護は個人の基本的権利であるとい う捉え方の帰結として、ヨーロッパではデータ プライバシーは社会的保護の問題として位置づ けられ、国家の法律や政府の規制によって保障 されるべきであると考えられている。

現在, EU のデータ保護体制の法的基礎となっ ているのは2016年4月に採択され2018年5月 に施行された一般データ保護規則(General Data Protection Regulation, GDPR) である。

GDPR は、EU 域内における個人データの扱い を包括的に規制するが、その影響は EU 域外に も及ぶ。GDPR は、EU 域内から第三国(EU 加盟国以外の国)への個人データの移転につい て、移転先で「十分なレベルの保護」が確保さ れているときは移転できる、逆に言えば「十分 なレベルの保護」が確保されていないときは移 転できないと規定しているからである(第45 条)。このような規定が設けられているのは、 個人データの域外移転に何の制約もなければ. データ保護のレベルの低い第三国に EU 市民の 個人データが移転されて不適切に利用され、そ の結果、EU 市民のデータプライバシーが侵害 される可能性があるという論理による。

しかし EU 加盟国以外の国の企業にとって は、デジタル化した経済活動に不可欠な個人 データ(例えば顧客に関するデータ)を EU 域 内から移転できないことは、世界最大規模の経 済圏である EU での事業を制限されることに等 しい。GDPR は「十分なレベルの保護」がない 場合でも拘束的企業規則 (Binding Corporate Rules. BCR) や標準データ保護条項などの 「適切な安全保護措置による移転」が可能であ るとしているが、こうした追加的措置をとるこ とは EU から移転された個人データを受ける EU 域外の企業にとって大きな負担となる。こ のため GDPR(とその旧バージョンである EU データ保護指令)は、EU域外の国々にEUス タンダードを広める一方、EU とアメリカとの あいだで「データ戦争」を誘発することにも なった。アメリカと EU は「プライバシーは保 護されるべきである」という基本的考えでは一 致するもののデータプライバシー保護のための 制度が異なるからである。

2. 個人データの移転に関する日 EU 合意

日本の個人情報保護制度は. 政府セクターと 民間セクターを区別して規制し、また以前は個 人情報保護法の遵守を担保する独立した第三者 機関が存在しなかったため、「十分なレベルの 保護」を確保する国として(EU側で)見なさ れていなかった⁵⁾。しかし 2018 年 7 月,日本 の個人情報委員会と EU の執行機関である欧州 委員会は、日本と EU の「十分性 | を相互に認 定し、日 EU 間の円滑な個人データ移転を図る 枠組みを構築することで合意した。これを受け て2019年1月、欧州委員会が日本に対する 「十分性の決定」を採択するとともに、個人情 報委員会が EU を「日本と同等の水準にあると 認められる個人情報の保護に関する制度を有し ている外国 | として指定した。

個人データ移転に関する日 EU 合意は、EU がアジアの国と最初に取り交わした個人データ 移転に関する合意である。実は、この合意を形 成するための日 EU 対話は、日 EU・EPA と ほぼ並行して行われた。日 EU・EPA の締結 を見越して日 EU 間の個人データ移転の枠組み が協議されたこと自体、個人データの移転と利 用が情報化した経済では必要不可欠であること を示すものと言えよう。

Ⅳ 中国サイバーセキュリティ法と データの「囲い込み」?

1. 中国サイバーセキュリティ法によるデー タ・ローカライゼーション

越境データをめぐる国際摩擦としては米 EU 間の「データ戦争」が(日本はともかく欧米で は) 耳目を集めてきたが、最近では、中国の データ・ローカライゼーション規制とそれによ

るデータの「囲い込み」が新たな争点として浮 上している。

2017年6月に施行された中国サイバーセ キュリティ法(中华人民共和国网络安全法、直 訳すると「中華人民共和国ネットワーク安全 法」)は、個人情報の安全を理由として、個人 データを国内で保存することを「重要情報イン フラストラクチャ」を運営する事業者に義務づ ける。すなわち通信、情報サービス、エネル ギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子 行政サービスなどを提供する「重要情報インフ ラ」の運営者が「中華人民共和国国内での運営 において収集、発生させた個人情報および重要 データは国内で保存しなければならない」(第 37条)と規定する。同法によれば、個人デー タおよび重要データを「国外に提供する必要の ある場合 には、政府機関が行う「安全評価 | をクリアしなければならないが、評価の基準は 明らかでなく、また「重要情報インフラ」の運 営者の範囲も明確でない。中国国内から中国国 外への個人データと重要データの移転は実質的 に禁止されているものと考えられる。

中国サイバーセキュリティ法の越境データ移 転規制は、典型的なデータ・ローカライゼー ションの要求である。中国のサイバー関連政策 はきわめて不透明であり、データ・ローカライ ゼーション規制の真意がどこにあるのかは不明 だが、個人情報保護が真の目的であるとは考え 難い。よく知られているように中国政府はネッ トワークを流れる情報を広範に統制しており. 中国では国家の安全が個人情報の安全(プライ バシー) に留保なしに優越するのは明らかであ る。中国市場に関する膨大なデータを国内に 「囲い込み」中国のハイテク企業に有利な環境 をつくりだすという経済的動機がデータ・ロー

カライゼーション規制の背後に存在するのは確 実であろう。

2. 中国データセキュリティ法草案

中国政府は2020年7月に「中国データセ キュリティ法」(中华人民共和国数据安全法, 直訳すると「中華人民共和国データ安全法」) の草案を公表した。同法案からは国家による データの管理を強化しようとする中国政府の意 図が窺える。越境データ移転との関連で重要で あるのは,「国家は、国際的義務の履行や国家 安全保障の維持に関係する管制品目に属する データに対し、法律に基づいて輸出管理を実施 する」(第23条)という輸出管理規定である。 また「中華人民共和国国外の組織、個人がデー タ活動を展開し、中華人民共和国の国家の安 全、公共の利益、または公民、組織の合法的権 益に損害を与えた場合、法律に基づいて責任を 追及する」(第2条)という域外適用規定も中 国に進出した外国企業にとっては懸念材料であ ろう。

3. データの国家管理とサイバー主権の主張

国際政治の観点からは、越境データ移転の規 制が国家によるデータの管理と表裏一体の関係 にあることも重要である。すなわち「主権国家 は、国内における情報の流れ、国内への情報の 流れ、および国内からの情報の流れをコント ロールする正当な権利を持つしというサイバー 主権論が中国のデータ・ローカライゼーション 規制の理論的裏づけとなっている。

中国のサイバー主権の主張は、基本的自由と 情報(データ)の自由な流れを重んじる欧米諸 国の主張とは相容れないが、ロシアや一部の途 上国からは支持されている。このことは、例え

ば、2012年12月にドバイ(アラブ首長国連邦) で開催された世界国際電気通信会議 (WCIT-12) での議論からも明らかである。WCIT-12 は国際電気通信規則(ITR)を改正するために 国際電気通信連合(ITU)が主催した会議で あったが、中国とロシアは「通信主権」を原則 とする ITR の適用範囲にインターネットを含 めることを提案し、アラブ諸国や一部のアフリ カ諸国から支持を得た。中国は決して国際的に 孤立しているわけではないのである。

∇ データ流通圏の併存?

すでに述べたように、中国は、国内から国外 へのデータ移転を規制し、その結果、単一の巨 大なデータ流通圏になりつつあるように見え る。一方、中国は、商用目的で国外から国内に データを移転することは特に制限していない。 バイドゥ、アリババ、テンセントをはじめとす る中国の IT 企業が海外市場で収集した個人 データを中国国内に移転することは制限されて いないのである。

アメリカや EU や日本から見れば、国内から 中国に移転された個人データが公正に利用され る保証はどこにもない。商用目的で中国に移転 された個人データに中国の当局がアクセスして いるのではないかという根強い懸念が日米欧に はある。

そこで構想されているのが日米欧三極のデー タ流通圏である。すなわち日本, アメリカ, EUのあいだではデータの自由な移転を確保す る一方、信頼できるデータ保護政策をとってい ると認められない他の国へのデータの移転を禁 止する枠組みをつくることが検討され始めてい る。

近い将来, 日米欧三極のデータ流通圏が実現 するのかどうかは別として. 長期的に見た場 合. データ流通圏の有益性には疑問の余地があ る。日米欧三極のデータ流通の枠組みが実現す れば、世界のデータの流れは中国データ流通圏 と日米欧データ流通圏のあいだで分断されるこ とになりかねない。換言すれば、グローバルに 張り巡らされたネットワークで繋がった世界が 併存するデータ流通圏によって区分化されるこ とになりかねない。シームレスなグローバル・ ネットワークの恩恵を考えれば、そうした事態 は好ましくない。

求められる多国間の枠組み

WTO での国際ルールづくり?

グローバルなデータの流れを促進するために は、アメリカや中国をはじめとする主要国すべ てが参加する多国間の枠組みを発展させる必要 がある。その際、新しい枠組みを一からつくる のではなく. 既存の国際的枠組みを利用するの が現実的であろう。

全世界をカバーするグローバルな枠組みとし ては世界貿易機関(WTO)が挙げられる。実 際、アメリカ、EU、日本を中心とする有志国 のグループは WTO の枠組み内でデータの取 引に関する国際ルールづくり提唱している。 2019年6月に大阪で開催された20カ国・地域 首脳会議(G20 サミット)で.安倍晋三首相が 国境を越えるデータを律する国際的なルールを 作成する交渉(いわゆる「大阪トラック」)の 開始を提唱したのは、この文脈においてであ る。しかし WTO での動きは鈍く、早期の成 果は期待できそうにない。現状では、むしろ地 域をカバーするリージョナル(地域的)な枠組 みを発展させる方が有望であると考えられる。

2. RCEP協定

リージョナルな枠組みによる円滑なデータの 流通という観点から特に注目されるのは東アジ アの地域的な包括的経済連携(RCEP)協定で ある。RCEP協定は、2013年に ASEAN 加盟 10 カ国⁶⁾. 日本. 中国. 韓国. オーストラリア. ニュージーランド. およびインドの 16 カ国に よって交渉が開始され、2020年11月、インド を除く15カ国によって署名された。

RCEP協定は、「締約国は、情報の電子的手 段による国境を越える移転が対象者の事業の実 施のために行われる場合には, 当該移転を妨げ てはならない」(第 12.15 条)として越境デー タ移転の自由を求め、 さらに 「いずれの締約国 も、自国の領域において事業を実施するための 条件として、対象者に対し、当該領域において コンピューター関連設備を利用、または設置す ることを要求してはならない」(第12.14条) としてデータ・ローカライゼーション規制を禁 止する(ただし両規定ともカンボジア、ラオ ス、ミャンマー、およびベトナムは5年間適用 が猶予される)。これは TPP 協定電子商取引 章の「情報の電子的手段による国境を越える移 転」と「コンピューター関連設備の設置」に関 する規定と同じ内容である。

したがって RCEP 協定が発効すれば、日本 やその他の RCEP 協定締結国は電子商取引章 の規定を根拠として中国のデータ・ローカライ ゼーション規制に対抗することができる。 RCEP 協定は、順調に行けば 2022 年に発効す る見込みであり、今後の事態の推移が注目され る。

3. TPP 協定の拡大?

アジア太平洋地域では RCEP 協定に先駆け て TPP 協定が成立しているが、TPP 協定 (TPP11) 参加国が拡大する過程で越境データ の自由な流れを促進する枠組みに中国を取り込 むことができるかどうかも注目される。中国の 習近平国家主席は 2020 年 11 月のアジア太平洋 経済協力(APEC)首脳会議で TPP 協定への 参加を検討していることを表明した。中国は TPP 協定に加盟すれば「国境を越える情報の 移転の自由」を確保する義務を負い,中国サイ バーセキュリティ法で求められるデータ・ロー カライゼーション義務は協定違反ということに なる。ただし、そのためには現在の TPP 協定 のレベルを引き下げないことが必要である。

すでに述べたように TPP 協定と RCEP 協定 は、越境データ移転の自由とデータ・ローカラ イゼーションの禁止を規定する点で共通する が、実は TPP 協定は、信頼性の確保について は RCEP 協定よりも高いレベルのルールを設 けている。すなわち TPP 協定では、「いずれ の締約国も、他の締約国の者が所有するソフト ウェアまたは当該ソフトウェアを含む製品の自 国の 領域における輸入、頒布、販売または利 用の条件として、当該ソフトウェアのソース・ コードの移転または当該ソース・コードへのア クセスを要求してはならない」(第14.17条) としてソース・コードの開示要求を禁止してい るが、RCEP協定には同様の規定は含まれてい ない⁷⁾。

ハイ・レベルの維持と並ぶ問題はアメリカの 参加である。TPP協定を基盤として越境デー タの流通の枠組みを形成するためにはアメリカ の協定復帰が欠かせない。しかし 2021 年 1 月 に就任したジョー・バイデン(Joe Biden)大 統領は今のところアメリカの TPP 協定復帰に 慎重な姿勢を見せている。

4. APEC フォーラムの活用?

中国とアメリカの両方が参加する既存の フォーラムとしてはアジア太平洋地域の21エ コノミーが参加する APEC がある⁸⁾。APEC では 2004 年と 2005 年の閣僚会合で「APEC プライバシー・フレームワーク が承認され、 さらに 2011 年には「APEC 越境プライバ $\mathcal{Y} - \mathcal{V} - \mathcal{V} \mid$ (Cross-Border Privacy Rules. CBPR) システムが導入された。CBPR システ ムは、個人情報の取り扱いが APEC プライバ シー・フレームワークの原則に適合すると認証 された事業者に APEC 域内での自由な個人情 報の流通を許可する認証スキームであり、現 在. APEC に参加する 21 エコノミーのうちア メリカ、メキシコ、日本、カナダ、シンガポー ル、韓国、オーストラリア、台湾、およびフィ リピンの9エコノミーが参加している。

こうした枠組みづくりは、電子商取引を発展 させるためには消費者の信頼を得る必要がある という考えに基づくが、APEC の電子商取引 分野の活動を広げる形で越境データを律する包 括的ルールを作成することは一つの可能性とし て考えられる。しかし APEC CBPR システム はアメリカの主導で発展してきたという経緯が あり、中国の協力を得ることは容易ではないだ ろう。

なお APEC と EU は 2012 年から APEC CBPR システムと EU データ保護法に基づく拘 東的企業規則(BCR)の相互運用に向けた協 議を専門家レベルで行っている。BCR は企業 グループ内で個人データを移転する際に EU 域 内の企業が遵守すべき個人データ保護方針であ

り. 前述したように GDPR で認められる「適 切な安全保護措置による移転 | の基礎になるも のの一つである。しかしルールの整合性や実施 手続きの違いなどの問題が解消されていないた め、現在のところ CBPR と BCR の相互運用は 実現していない。

5. 期待される日本の積極的関与

本稿でこれまで見てきたような国際動向が 「デジタル立国」を目指す日本にも大きな影響 を与えることは言うまでもないが、日本は「受 け身」に終始することなく、その独自の立ち位 置を活かし越境データの円滑な流れを促進する ために積極的役割を果たすべきであろう。日本 はアメリカとデジタル貿易協定を締結する一 方, EU とはデータ移転に関して合意し、また TPP 協定と RCEP 協定の両方に参加している。 つまり日本は、越境データを扱うさまざまな協 定が交差するところに位置しているのであり、 したがって関係各国の利害を調整する役割を担 うのに適した立場にあるのではないだろうか。 そうした役割を果たすことは日本の存在感を高 めるのみならずネットワークで繋がった世界の 利益にもなるはずである。

[注]

- 1) McKinsey Global Institute, Digital Globalization: The New Era of Global Flows, 2016, p. 4 and p. 30, http://www.mckin sey.com/business-functions/digital-mckinsey/our-insights /digital-globalization-the-new-era-of-global-flows [2019 年 6月1日アクセス]
- 2) International Data Corporation (IDC), Data Age 2025: The Digitization of the World from Edge to Core, November 2018, p. 6, https://www.seagate.com/files/www-content/our-story /trends/files/idc-seagate-dataage-whitepaper.pdf [2019 年 3月18日アクセス]
- 3) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 『ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版』112頁を参照せよ。
- 4) アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、 日本, ニュージーランド, ブルネイ, ベトナム, ペルー, マ

レーシア, およびメキシコ。

- 5) 政府セクターには「行政機関個人情報保護法」、民間セク ターには「個人情報保護法」, 独立行政法人には「独立行政 法人等個人情報保護法」が適用されてきたが、これら3法を 個人情報保護法に一元化することなどを内容とする改正法案 が2021年2月9日に閣議決定され、今後、国会に提出され る予定である。個人情報保護委員会「『デジタル社会の形成 を図るための関係法律の整備に関する法律案』の閣議決定に ついて」https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/ [2021年3月9日アクセス]
- 6) ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシ ア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、および ベトナム。

- 7) なお日米デジタル貿易協定は、ソースコードの開示要求だ けでなく、暗号の開示要求および人工知能(AI)の計算手順 にあたるアルゴリズムの開示要求も禁止する。
- 8) APEC 参加エコノミーは、日本、韓国、中国、台湾、香港、 タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、 インドネシア, パプアニューギニア, オーストラリア, ニュージーランド、カナダ、アメリカ、メキシコ、およびチ

[参考文献]

須田祐子『データプライバシーの国際政治─越境データをめぐ る対立と協調』(勁草書房, 2021年)

発行: 2020年10月/価格: 25,000円

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2020 年版) I. 概況編―CD-ROM版―

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、 直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別(クロスボーダー M&A、グリーンフィールド型投資)データおよび多国籍企業上位ランキング
- ・直接投資の分析に必要不可欠な各種指標(対 GDP 比)、貿易収支、サービス貿易収支等の対 GDP 比、テレコミュ ニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使 用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 http://www.iti.or.jp/report 92.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集 (2021 年版) II. 国別編-CD-ROM版-

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。 発行: 2021年6月(予定)/価格: 70.000円 ※米ドル建に換算した数値データが利用できます(自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成)

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し24回目/日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内 および対外直接投資統計を収録。収録国数:57 か国(日本を含む)/各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業 誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】アジア・太平洋地域「中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、 マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド]/米州「米 国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]/欧州「英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オ ランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペ イン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトア ニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]/その他[ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 http://www.iti.or.jp/report_106.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス (2020 年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。

発行: 2020年10月/価格: 20,000円

1998 年以来毎年発行し 17 回目 / OECD 加盟国と諸外国との直接投資額の表/対内直接投資および対外直接投資に ついて、フロー表とストック表を作成/2005年から2018年までの表が利用可能/非製造業種(金融・保険等の各種 サービス)の直接投資額の表が利用可能/直接投資の分析に役立つ関連統計の 2019 年データまでをあわせて収録/ 見本 http://www.iti.or.jp/report_93.pdf をご参照ください/姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」「 I . 概 況編」および「Ⅱ. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒 104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階 E-Mail:iimukyoku@iti.or.jp/ URL:http://www.iti.or.jp/